

中野区教育委員会会議録

令和5年第11回定例会

令和5年3月24日

中野区教育委員会

令和5年第11回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年3月24日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時57分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 濱口 求

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

○傍聴者数

3人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第8号議案 中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- (2) 第9号議案 中野区立図書館則の一部を改正する規則
- (3) 第10号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 第11号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 第12号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 第13号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 第14号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 協議事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（子ども・教育政策課）

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 3月10日 中野区立小学校PTA連合会との懇談会
- ② 3月11日 令和4年度中野区教育委員会表彰式
- ③ 3月16日 中野区立幼稚園修了式
- ④ 3月17日 中野区立中学校卒業式
- ⑤ 3月23日 中野区立小学校卒業式

(2) 事務局報告

- ① 中野区子ども総合計画の策定について（子ども・教育政策課）
- ② 子ども相談室の愛称及びマスコットキャラクターの募集について（子ども・教育政策課）
- ③ 令和5年度学習支援事業について（子ども・教育政策課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第 11 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、村杉委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 8 号議案「中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則」についてご説明をさせていただきます。

第 8 号議案をごらんください。

まず、提案理由でございますが、区の組織改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

裏面をごらんください。改正内容でございます。第 18 条第 3 項中、「総務部長」を「企画部長」に改めます。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日でございます。

補足説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 8 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょ

うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第2、第9号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「中野区立図書館則の一部を改正する規則」について、補足説明をさせていただきます。

第9号議案をごらんください。まず、提案理由でございますが、図書資料及び視聴覚資料の貸出しに係る規定を整備する必要があるためでございます。

恐れ入りますが、補足資料をお開きください。改正の概要を説明いたします。

まず、(1)上映権付DVDの貸出事業の開始でございます。上映権付のDVDを団体等に貸出を行うことで、地域活動団体への活動支援の充実を目指してまいります。そのため、団体へのDVDの貸出ができるように改正をするものでございます。

(2)でございます。布の絵本の貸出数の制限についてでございます。布の絵本は布でつくられた絵本で、破れづらく、“さわる絵本”として提供しておりますが、多くの方に貸出が行えるよう、5点以内と点数制限を設けるものでございます。

(3)休館日の貸出日数の除外についてでございます。年末年始や特別図書整理日の休館日明けには図書の返却が集中しております。休館日を貸出日数から除外することで混雑を緩和し、利用者の利便性を向上させるために、年末年始や特別図書整理日の日数は、貸出期間から除外をいたします。

新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第3号でございますが、「ビデオテープ」を「DVD」に改めます。次に、第6条第6項についてでございますが、「布の絵本及び視聴覚資料は、それぞれ5点以内とする」と改正してございます。それから、第6条第7項をごらんください。下のほうになりますけれども、当該館外貸出の期間に算入しない期間といたしまして、1月1日から3日、それから12月29日から31日、条例に規定する特別図書整理日としております。

附則でございますが、公布の日から施行することとしてございます。

補足説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いをいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。確認なのですけれども、布の絵本のほうは5点までお1人借りることができるということで、1人の方が大量に借りてしまって、ほかの人が借りられないということのを避けるという意味だと思えるのですけれども、その点の確認と。

あともう一つの、貸出期間に年末年始や特別図書整理日を除くというのは、そのことによつて返却の期限が集中してしまう、年末年始分を、年末年始期間中に返却日が設定されるべき人たちも、みんな休み明けになってしまうという形で、休み明けに返却の期限が集中してしまうことを避けるために、年末年始、特別図書整理日の日数を除外すると、それはカウントされずに借りた日から返却日が計算されるので、借りた日がずれていれば、返却日もずれるという形で集中が避けられるという意味かなと思えるのですけれども、そういった理由で大丈夫かどうか、ご確認です。

子ども・教育政策課長

まず、布の絵本の貸出点数でございますけれども、現在は個人の貸出の方であれば、お1人15点以内ということで規定してございますけれども、布の絵本につきまして5点にすることによつて、布の絵本を借りることのできる方が増えてくるということで、改正するものになります。

それから、年末年始ですとか、特別図書整理日について除外する規定についてでございますけれども、現状、特に年末年始明けた1月4日の返却日が大変混雑しているということがございますので、その日数を除外することによつて、1日に集中することなく、混雑を緩和できるということで、改正をするものになってございます。

岡本委員

私も確認させていただきたいのですが、布の絵本に制限を設けることについては、区民からそういうニーズがあったのでしょうか。それか、図書館側からのそういう意見があったのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

子ども・教育政策課長

布の絵本は現状、数が非常に少ないということがございまして、お1人の方が仮に15点借りてしまうということになりますと、なかなかほかの方が借りることができないとい

う状況がございましたので、そのような状況を見て改正していくというものでございます。

岡本委員

わかりました、ありがとうございます。布の絵本を今後増やしていくという予定はありますか。

子ども・教育政策課長

来年度、図書購入費につきましては、充実していくということがございますので、全体を計画している中で、布の絵本も検討していきたいと考えてございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

他に質疑がございませんので、なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第9号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第3から第7までは、関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。

議決事件の第3、第10号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」、議決事件の第4、第11号議案「中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の第5、第12号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の第6、第13号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の第7、第14号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第10号議案から第14号議案までを一括して説明をさせていただきます。

このたび、幼稚園教育職員関係の各規則と、中野区立小学校及び中学校教育職員、いわゆる任期付短時間教員の期末勤勉手当関係の規則を改正したいと存じます。

補足資料の1、改正する規則のとおり、規則10件の改正となります。1件目から6件目までですが、幼稚園教員の定年引上げによる改正、7件目、8件目が幼稚園教員定年引上げと期末・勤勉手当改定に係る改正、9件目、10件目が学校教員の期末・勤勉手当改定に伴う改正となります。

規則の改正の理由でございますが、まず、地方公務員法等の改正による定年引上げへの対応でございます。既に、幼稚園教育職員の勤務時間条例及び給与条例の一部を改正する条例を昨年8月に教育委員会にて議決いただき、区議会第3回定例会にて可決をされました。今回はこの条例改正の内容を反映させるものとなります。また、幼稚園及び学校教職員の期末手当及び勤勉手当の改定に係る条例の改正は、特別区の労使交渉を経て昨年11月に教育長による臨時代理による事務処理を経て区議会にて議案可決、公布されております。こちらについても条例改正の内容を規則に反映させる必要がございます。

まず、勤務時間、休日、休暇条例施行規則についてでございますが、改正条例の施行に合わせて導入される定年前再任用勤務職員と、暫定再任用短時間勤務教員の休暇について詳細を規定しています。

次に、各幼稚園教育職員の給与と各手当の規則ですが、給与月額や各手当を短時間勤務職員に支給する際、常勤職員の5分の4で計算をいたします。この際に発生する1円未満の端数を切り捨てとすることを定めます。また、60歳以上の幼稚園の常勤教員につきましては、60歳誕生日の後、最初の4月1日以降の給料、手当につきまして、もとの額の7割を支給することといたします。なお、小学校、中学校の学校教育職員、いわゆる任短教員はもともと常勤でないため、この件に関して規則改正はございません。

さらに、期末・勤勉手当規則の改正については、幼稚園について定年前再任用短時間勤務教員の欠勤日数の算定方法を指定し、高齢者部分給与を欠勤期間に算入することとしております。さらに、幼稚園、学校ともに、昨年11月に公布されました条例の改正に対応しまして、期末手当を年3回から年2回の支給とするための規定の調整、勤勉手当の年2回、各回の支給月数の標準化を行っております。

本各規則の施行日は令和5年4月1日としております。

なお、本件につきましては、改正前に特別区人事委員会の承認が必要となっております。既に3月6日付で承認をいただいております。新旧対照表は別添のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いをいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。丁寧にご説明いただいたので、わからないところは一応ないのですけれども、確認ということで、これ、特別区というお話がありましたけれども、地方公務員法の改正等に伴う、また、それに伴って様々な実務的なレベルでの調整が必要となるものに関する改正ということで、東京都 23 区全体として同じように改正をして、整備していくという理解でよろしいでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。23 区一律でということになります。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、1 件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 10 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第 11 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 12 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、ただいま上程中の第 13 号議案を原案のとおり決定することにご異議ござい

ませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第14号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

次に、協議事項に入ります。協議事項「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、教育長の臨時代理による事務処理の指示について説明をさせていただきます。資料のほうをごらんください。

まず、指示する内容でございますが、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づきまして、中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定手続について、教育長の臨時代理による事務処理の指示をするものでございます。

2、施行規則の制定の趣旨でございますけれども、国は、令和3年5月、個人情報の保護に関する法律を改正いたしまして、国、地方公共団体等の共通ルールを定め、個人情報保護の所管を国の個人情報保護委員会に一元化することといたしました。これを受けまして、区は法の施行に関し、必要な事項を定めた中野区個人情報の保護に関する法律施行条例を制定いたしました。教育委員会といたしましては、これらの法律や条令が令和5年4月1日に施行されることから、中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定し、現行の条例施行規則を廃止する必要がございます。

3、制定を予定している施行規則の概要でございます。(1)各課に個人情報管理責任者を設置すること。(2)特定個人情報等を取り扱う業務に係る安全管理措置を講じること。(3)個人情報等の廃棄又は消去の方法等を定めること。(4)外部委託の条件等について定めるこ

と。(5)利用目的外の目的のための利用又は提供する際の手続を定めること。(6)保有個人情報を提供する際の手続や措置等を定めること。(7)個人情報ファイル簿の作成、取扱い、公表等について定めること。(8)開示請求等に関し、手続、開示方法等を定めること。(9)利用停止請求等に関し、様式を定めること。(10)中野区情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る様式を定めることなどでございます。

4、指示する理由でございます。施行規則の制定に当たりましては、区長部局が策定いたします規則と整合を図る必要がございますが、現時点において、区長部局の規則の内容が確定しておりません。しかし、一方で条例等は4月1日に施行されることから、同日以前に規則を制定する必要がございます、指示するということでございます。

5、今後の予定でございます。3月下旬に教育長の臨時代理により規則を制定し、公布手続を行います。4月7日に予定されております教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の実施を報告させていただき予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございます。内容については理解しましたので、手続面と実態面について確認させていただきたいのですが、まず、手続のところについては、本日3月24日ですけれども、スケジュールとしてもきちんと3月末に間に合うように進めていただいている、区長部局のほうの、制定する規則も順調に進んでいるということでもいいのか、1点確認と、あと、実態面についても、今回の新しい改正の施行に伴って、それなりに新たな対応や変更も必要になるかと理解したのですけれども、その点も同時変更で進めていただいているという理解でよろしいでしょうか。確認させてください。

子ども・教育政策課長

規則につきましては、区長部局で現在、策定を進めているところになりまして、かなり、たたき台まではできているという状況になってございますので、間に合うという見込みが立っております。

併せて、4月から新たな仕組みの中で個人情報を扱っていきますけれども、既に作業のほうを進めておりまして、こちらについても順調に進んでいこうと考えているところでございます。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。おわかりになる範囲で構わないのですけれども、個人情報
報は学校現場にも様々関わってくると思うのですけれども、今回の改正で、学校の中で、
一番こういった点については、変化があるのではないか、あるいは実態としては変化がな
いのではないかとか、そのあたり、学校現場に関係することについての見込みについて、
もし教えていただけることがありましたら、お願いいたします。

子ども・教育政策課長

個人情報の取扱いにつきましては、これまでも区の個人情報保護条例というものを制定
いたしまして、審議会もありまして、こちらのほうで行っておりました。そちらのほう
が今度は国のほうが一元管理をしていくという形になりますので、大きく個人情報の扱い方
が変わるといっても、手続の部分において変わってくるというものになります。

したがって、学校現場のところで大きく変わるというものは、現時点では特に想定
はされていないというところになります。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局からご報告願います。

子ども・教育政策課長

それでは、教育長及び委員活動報告をいたします。まず、3月10日、中野区立小学校P
T A連合会との懇談会に、入野教育長、岡本委員、平本委員、伊藤委員が参加されました。

3月11日に令和4年度中野区教育委員会表彰式がございまして、入野教育長が参加をさ
れました。

3月16日には中野区立幼稚園の修了式がございまして、ひがしなかの幼稚園に入野教育
長、かみさぎ幼稚園に岡本委員が参加をされました。

3月17日には中野区立中学校卒業式が行われまして、中野中学校に入野教育長、北中野
中学校に岡本委員、第七中学校に村杉委員、緑野中学校に伊藤委員が参加をされました。

3月23日には中野区立小学校卒業式が行われまして、江古田小学校に入野教育長、緑野

小学校に岡本委員、平和の森小学校に村杉委員、中野第一小学校に平本委員、啓明小学校に伊藤委員が参加されました。

以上でございます。

入野教育長

各委員から補足その他の活動報告がございましたら、お願いいたします。

伊藤委員

少し補足いたします。PTA連合会との懇談会ですけれども、小学校のPTAの方々ということで人数も大変多くいらしていただいて、素朴に、普段、小学校に関連した活動がされている中で感じておられることを話していただけたので、とてもよかったかなと思っています。どういった点に疑問を感じられたり、どういった点に課題を感じられているのか、伝わってきて、大変参考になりました。

小学校と中学校の卒業式にも参りましたが、特に、中学校では、入学のときがちょうど新型コロナウイルスの影響で閉校に当たってしまって、3年間影響がすごく大きかったと思うのですけれども、卒業式、子どもたちの手で、4名もピアノの伴奏をしてくれたり、歌も少し多めに歌ってくださったり、あと、自分たちで考えたのだなということがわかるような言葉を話していました。

いわゆる答辞なのですけれども、自分たち中学校時代、恋をしましたとか、ちょっと悪いと思っていたけれどもふざけてしまったけれど、そこから学びましたとか、本当に中学生の本音というか、生活実感が伝わってくるような言葉が見られて印象的でしたし、何よりも卒業式は割と形式的な面も多いと思うのですが、何かそれを超えて子どもたちがうれしそうとか、とても楽しみにしている卒業式だったのだなとか、そういった行事ができたことがとてもうれしかったのだろうなという感じを印象として持ちました。

小学校のほうも、子どもたち1人1人立派でしたし、中学校に行く緊張感も伝わりながらよい式ができたのではないかなと感じました。

以上です。

村杉委員

私は昨日、平和の森小学校の卒業式に行きまいりました。平和の森小学校では、卒業証書授与の際に、名前を呼ばれますと、壇上で会場に向かって子どもたちが一言ずつ発していました。その中で将来の夢を語る生徒もいましたが、校外学習の日光の楽しい思い出を話す子どもたちがとても多かったです。コロナ禍で校外学習がすごく制限されていまし

たが、少しでも実現できてよかったなど痛感いたしました。

また、昨日は、あいにくの雨でしたが、体育館から渡り廊下までの間、みんなが濡れないように、先生方が事前にブルーシートで屋根をつくってくださっていきまして、先生方の行き届いた準備とご配慮をととてもうれしく思いました。

以上です。

平本委員

私は昨日、中野第一小学校の卒業式へ参列してまいりました。とても温かい式で、まず子どもたち式の間、全てではないのですが、マスクを外して、皆さんに顔を見せてくださる姿も多かったのが、普段見られない笑顔というか、すごく楽しそうな、うれしそうな様子が、皆さんに伝わったのが印象的でした。

また、門出の言葉とか歌も、すごく保護者、地域の方に届いていたと思いますし、何より式全体が学校や保護者だけではなくて、地域の皆様への感謝のメッセージなども込められていきまして、実際、参列して下さっていた来賓の町内会長の皆様も大変喜んでいらっしゃって、このような形で今年度卒業式が開催できたことが、学校にとっても地域にとっても非常によかったなと感じましたので、今後もこういったつながりを続けていけるとよいかと思います。

以上です。

岡本委員

小学校PTA联合会さんとの懇談会のほうなのですが、PTA会長さんとひとくりにしがちなのですが、本当にいろいろなお考えの方がそれぞれいらっしゃって、そういう思いを聞ける場がなかったので、あってよかったなと思いました。

1点、私から質問で、子どもの権利について皆さんの周りでどんな話が出ていますかと聞いてみたのですが、正直、ほとんど話題になっていないというお話でした。もちろん、会長さん個人としては、関心を持ってパンフレット等は読まれているのですが、保護者の中ではあまりまだまだ話になっていない。ただ、やはり子どもの権利を守るためには、家庭というのが本当に大事なところですので、そのアイデアとして会長さん方から、例えば、土曜公開の授業で、子どもの権利について取り上げてもらって、保護者も一緒にグループワークに入る、考える機会を持つのはできるのではないかとか、保護者も一緒に子どもの権利について考えるような宿題を先生から出してもらうのはどうかみたいな、結構具体的なアイデアもいただけたので、すごく参考になるなと思いました。

卒業式、卒園式のほうは、三つ参加させていただいて、本当に大人は子どもの邪魔をしてはいけないなと強く思いました。みんな、自分たちですごく学べる力があるのですよね。あとは、私たちは、子どもを支えることだけだなと思いました。

以上です。

入野教育長

それでは、私のほうからは、まず、3月11日の教育委員会表彰でございますけれども、久しぶりに、平成30年度以来でしょうか、一堂に会しての表彰式ということで、区長、議長、それから子ども文教委員会の委員長にもご臨席いただいていたのでした。

今年は、46組ということで、この近年にないぐらいの多くの方々を表彰することができたのですけれども、コロナ禍で活動もなかったもので、表彰式も、表彰される子どもたちも少なかったのかなと思っています。

最近、表彰された人たちからのご挨拶をいただくのですけれども、それが、子どもたちからの挨拶にここ何年間かはなっていまして、今回も区立中学校の生徒からの挨拶でした。3.11で、式が終わりまして、写真を撮っている時間帯がちょうど東日本大震災が発生した時間に当たりましたので、みんなで黙とうを捧げたという状況でした。全体的に非常に温かい雰囲気、いい式だったなと思っています。

翌日の3月12日は中野ランニングフェスタ2023がありまして、四季の森であったのですけれども、中学生が招待という形で駅伝に何組も、十何組と聞いたでしょうか。参加している関係で、ご挨拶をさせていただきました。お天気もよく、ちょっと春の訪れを感じる、まだ桜には早かったのですけれども、そちらもいい催しになったなと思っています。

そして、3月15日でございますけれども、東京都教育委員会の職員表彰が毎年行われておりまして、本年は中野区からお2人、東京都教育委員会の表彰をいただきましたけれども、このところ新型コロナウイルス感染症対策で都のほうで表彰式ではなくて、区で伝達式という形でさせていただきました。平和の森小学校の武智校長先生と明和中学校の熊谷校長先生が表彰されたわけなのですけれども、平和の森小学校の校長先生は、いわゆる情報教育をずっと研究課題として、そこから取り組まれていながら、校長先生としてもお力を発揮いただきましたし、明和中学校の先生は国語がご専門で、教育行政にもいらしたのですけれども、国語のことについて非常に、近隣の小学校に講師に行くなど、区内の学校教育にも影響を与えていただいておりますので、そういうことで、皆さん長年子どもたちのために働いていただいたということでの表彰だったと思います。大変ありがたいな

と思っておりますし、引き続き中野区でもお力をお願いします。

そして、3月20日に区長のタウンミーティングで、江古田小学校の3年生と6年生の授業の中に、区長とともに入ってお話をしてまいりました。3年生は子どもに優しいまちということで、中野のまちづくりを学習しましたので、その発表を受けながらのこと、それから、6年生は地域交流の活性化ということで地域行事のお話とかがありまして、子どもたちは、こんなまちにしてほしいなということと同時に、こんなことなら自分でもできるなというような、3年生なら3年生なりの話がありましたし、6年生はお祭りが大分、やれなくなってきていたりして、地域との交流が減っていることをすごく残念がっておりまして、やはり同じように地域と交流すること、多世代交流というのがすごく大事だということをお話ししていると同時に、どの子どもたちも自分たちとしてはボランティアで関わられるのではないかとか、お祭りにも関わられるのではないかとか、そういう話が聞けて、区長とともにいい時間を過ごしたなと思っております。

さらに、幼稚園の修了式でございますが、ひがしなかの幼稚園のほうは、様々に配慮するお子さんがいらっしゃいまして、体の不自由なお子さんもいらっしゃったのですけれども、その子たち、その子たちなりの参加ができたということで、とても温かい式でございました。周りの子どもたちや周りのお母さん、お父さん方がとても全体を配慮してくださっている式でしたし、久しぶりに来賓の方もいらしたのですけれども、地域の方々もそういうことを十分おわかりいただいていた対応をしていただいたなと思っております。

中野中学校と、また、江古田小学校に卒業式で行くことになったのですけれども、いずれも子どもたちが、それぞれが抱えているものが、とてもよく見えた卒業式だったなと思います。

全体的に子どもたち同士も保護者の方も地域の方々も温かく見ていらっしゃるということと、こここのところ不登校が課題になっておりますけれども、中学校の不登校に関しても、校長先生をはじめ先生方が、ぎりぎりまで参加できるように手立てをしてくださっていることと、どうしても参加できなかった子どもに対する手立てについても「これから2回目の卒業式をやります」というお話で、不登校の子どもたちもみんなそろって来られるという状況で、2回目の卒業式をしていただいたりとか、聞きますと、ほかの中学校においてもいろいろな配慮をして、その子、その子に対する配慮をしていただいたということ聞いております。ありがたいなと思っております。

今日は修了式ですので、巣立った子どもたちも、それから、1学年ずつ上がっていく子

どもたちも、新たな門出を迎えるかなと思っております。

その他、発言がなければ、委員活動報告を終わりたいと思います。

<事務局報告>

続いて、事務局報告に移ります。事務局報告の1番目、中野区子ども総合計画の策定についての報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、子ども教育部で検討を進めてまいりました中野区子ども総合計画の策定につきまして、資料に沿って情報提供をさせていただきます。

総合計画素案について12月2日の教育委員会定例会に情報提供したところでございますが、その後、区民意見交換会、パブリック・コメント手続を経まして、今般、計画を策定いたしました。

1番、総合計画素案に関わる意見交換会でございますが、記載のとおり、70名の方にご参加いただきました。また、併せて関係団体等からの意見聴取、電子メール等での意見募集を行いました。いただいた意見の概要につきましては、別添に記載のとおりとなりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

2番、パブリック・コメント手続の実施結果でございますが、記載のとおり、5名の方から意見の提出がありました。こちらについてもいただいた意見の概要につきましては、別添2のとおりとなりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

3番、それらを踏まえて策定した子ども総合計画につきましては、別添の冊子のとおりとなりますので、後ほどお読み取りいただければと存じます。

ご説明については以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

ご報告ありがとうございます。特に、児童館において、参加者が何名もいてよかったなと思いますし、意見の中身のほうを拝見しても、恐らくこういった児童館で子どもたちが提案してくださったのかなと思われるような意見もありまして、特に子どもの権利や相談、子どもの居場所などについてはよい意見が聞けたのではないかなと思いました。もし、児童館での意見聴取で特に印象的なことですか、新たに理解できたことなどがあったら教えていただけたらと思いました。以上です。

子ども政策担当課長

今回は、児童館2カ所と、あとは中野東図書館のティーンズルーム、こちらのほうで子ども向けの意見交換会をさせていただきました。多様な意見をいただいておりますが、その中で特に印象的だったこととしましては、子どもの権利条例を知ってもらう手法として、計画の中にいくつか具体例を列記しているところがございますが、その中で、ポスターやチラシを掲示すると。ポスターが児童館の壁に貼ってあると、それをよく見る子がいるので、そこに掲示すると効果的であるとか、あとは、手紙を配るとか、あとはキャラクターやグッズを配る、こういった手法が有効ではないかというご意見をいただきまして、これについては、一部計画のほうにも具体例として加筆するような修正のほうを行っております。

それと、あとは、子ども相談室の相談の方法としまして、対面や電話での相談はなかなかハードルが高いというようなご意見もありまして、こちらについては、計画の中に、例えば、切手不要のはがき、手紙による相談を検討することですとか、SNSの活用可能性について検討することを新たに計画に盛り込むというような修正を行っております。

岡本委員

本当に有用な意見がいただけてよかったなと思います。今の、切手不要のはがき、手紙なのですけれども、私もほかの自治体での先行実践を聞いたことがあったので共有をさせていただきたいのですが、千葉市で児童・生徒への性被害防止の取組を結構先駆的にされているそうなのですけれども、その一環として手紙を採用されているそうです。低学年とか中学年だと、子どもはまだ携帯とかを持っていないので、なかなかそういう声を上げる機会がないというので、学校で年に4回切手不要の手紙を配っているそうです。それは、手紙を出すとうなりますかという手続までちゃんとそこに書いてある。先生が見ることはありません。直接そのまま必要なところに届きますということまで、ちゃんと書いてあるそうです。

有効なツールだと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

平本委員

ご説明ありがとうございました。いただいた意見の内容を確認させていただきますと、必ずしも総合計画の内容や文言の変更に直結するものではないけれども、運用面で大変役に立つ貴重なご意見をたくさんいただいたなと感じています。

こうした区民からのご意見については、子ども教育部内で、あとは関連する部署などで

も共有されて、今後実務や運用に活かしてくださるのだらうなと理解しているのですけれども、何か具体的な共有のフローなどあれば教えていただければと思います。

子ども政策担当課長

こちら、いただいたご意見については、意見に関係する所管課と協議をしまして、区の考え方を取りまとめております。必ずしも、計画に反映されるような対応ばかりではないのですが、今後事業を執行していく中で、この区の考え方に基づいて必要なものは改善を図っていくといったような形になります。

伊藤委員

先ほどの、はがきや手紙の相談なども、子どもたちは出して、その後レスポンスがどうなるのかとかいろいろ考えてしまうと思いますし、はがきだと見えてしまったりすると困りますし、小さな工夫が必要になってくる部分かなと思いますので、試行錯誤というか、試行も含めて、ご検討いただけるといいものになっていくのかなと思いました。

以上です。

村杉委員

子どもたちを育てながら働いている保護者の方たちが多くので、ファミリーサポート事業をぜひまた充実させていっていただけたらいいと思います。なかなか、登録の面で時間的なことですか、いろいろ意見は聞いていますが、さらにサポートを進めていっていただけたらと思います。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「子ども相談室の愛称及びマスコットキャラクターの募集について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、子ども教育部で進めております、子ども相談室の愛称及びマスコットキャラクターの募集につきまして、資料に沿って情報提供させていただきます。

令和4年9月に子ども相談室を開設したところをございますが、相談しやすい、来訪しやすい子ども相談室としていくため、愛称及びマスコットキャラクターを募集いたします。

1番、募集内容をございますが、相談室の愛称、マスコットキャラクターをございます。2番、募集期間をございますが、本年5月上旬頃から6月中旬を予定してございます。3

番、募集方法でございますが、区ホームページ、区報等を考えてございます。4番、応募資格でございますが、区内在住、在学の小中学生を考えております。5番、選考方法でございますが、子ども相談室において選考を進めてまいります。選考に当たりましては、選考をともに行う子どもを募集し、意見を聞きながら最終案の選定を行います。最後に6番、今後のスケジュールでございますが、7月から9月にかけて子どもの意見聴取を実施しまして、10月頃を目途に愛称及びマスコットキャラクターを決定したいと考えてございます。ご説明については以上です。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

岡本委員

選考方法で、子どもの意見を反映するというのはすごくすてきなと思ったのですが、具体的にどれぐらいの人数をどうやって募集されるのか。また、最終的には実際に来たものの中から選考されるのか、そこも教えていただけますか。

子ども政策担当課長

こちらについては、詳細を今詰めているところでございますが、現在の想定としましては、15名から20名程度子どもを募集しまして、ワークショップ形式で案の絞り込みをしていきたいと考えてございます。

当然、応募のあった作品の中から著作権的に問題はないかというような確認をした上で、選定をしてまいりたいと考えてございます。

入野教育長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目、令和5年度学習支援事業についての報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、子ども教育部で進めております、令和5年度学習支援事業につきまして、資料に沿って情報提供させていただきます。

学習支援事業につきましては、昨年12月の教育委員会定例会にご報告した学習支援事業の拡充に関わる考え方を踏まえ、事業を拡充し実施いたします。

1番、拡充内容でございますが、資料に記載の5点の拡充を予定しております。

まず、(1)ひとり親家庭を支援するため、従来の就学援助受給世帯に加え、児童扶養手当受給世帯を対象に追加いたします。次に、(2)早期からの支援の必要性から小学5年生まで対象学年を拡大いたします。なお、学習支援事業の拡充に関わる考え方の中でお示しましたとおり、令和6年度以降に小学4年生まで拡大することを予定しております。

次に、(3)中学校進学に向けて、よりきめ細かな支援指導を行うため、小学6年生の指導について児童2名に対し指導者1名を配置いたします。次に、(4)子どもの学ぶ意欲を尊重するため、中学生につきましては、従来週1回であった指導回数を希望により週2回の受講を可能といたします。最後に(5)小学生、中学生ともに、実施会場を増設し、より通いやすい環境を整えます。

次に、2番、今後のスケジュールでございますが、小学生、中学生ともに4月に受講者募集を行いまして、6月から開講とする予定でございます。

ご説明については以上です。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。3点ほど教えてください。一つは、こちらのほうは、学習習慣や基礎学力の定着ということで、あくまで学校教育だけではない、家庭での学習というのがどうしても学習の定着等に必要になってくるので、ひとり親のご家庭などですと、親御さんがお忙しくて十分学習を見る時間がないとか、そういった実情を踏まえて家庭学習を補っていくということかなと理解しているのですけれども、そういった理解でいいかどうかというのが1点目です。

もう1点は、小学校が6カ所、中学校延べ11カ所で、増えることで行きやすくなるのでとてもよいと思うのですが、小学校のほうが少ないのは、これはどういったことか。人数が少ないということなのかなと思うのですけれども、利便性として大丈夫かどうかですとか、何かあったら教えてください。

もう一つ、3点目は違った質問、学習支援事業に関係して、少し広い質問になってしまうのですが、学校教育の中で、各学校でもこういったひとり親のご家庭の方だけでなく、生徒さん全体のために学習のつまずきの解消ということを目的とした様々な取組があるのではないかなと思っていて、できればそういった取組ですと、全校の生徒さんが対象になりますし、参加するほうのお子さんも参加しやすさ、みんなが参加するというところで参加

しやすさがあるのではないかなと思うのですが、そういった学校としての取組が、もしこうしたものと相補い合うような形で行われている例があれば、教えていただければと思います。

以上です。

子ども政策担当課長

まず、1点目のご質問の中で、本事業の位置づけというところでございますが、本事業につきましては生活困窮者自立支援法に基づく事業になりまして、おっしゃるとおり、放課後の指導、家庭学習の支援を行うようなものでございます。

2点目、会場につきましては、小学生については令和5年度については6カ所、中学生については延べ11カ所となっておりますが、こちらについては、ご指摘のとおり、中学生については1学年から3学年と対象学年と対象人数が多いということで、会場の数としては、多く確保しているというところでございます。

指導室長

学校としましては、どの児童・生徒がこちらの支援事業を受けているかということは、把握はできていないところではございますけれども、子どもたち1人1人と対応する中で、学校の中での支援というのは当然行っておりますので、放課後等は任期付短時間勤務教員が週4日学習の補充というような形で行っておりますし、それ以外にも担任が普段の授業の中で子どもたちのつまずきですとか、十分に理解が定着していないお子さんへのサポートというのが家庭とも連携をしながら進めているところでございますので、様々な機会を捉えながら子どもたち1人1人が前向きに学習に取り組んでいくこと、それから学習でつまずいてしまって、なかなか学校生活が楽しくないなんていうことも中には感じるお子さんもいますので、そうならないために、学校としても引き続き、しっかりと支援はしていきたいと考えているところです。

岡本委員

今の伊藤委員の三つ目のお話に関連してなのですが、もちろんニーズがある事業で充実の方向はいいと思うのですが、本来的には家庭内環境などには関係ないところで、公立学校として学力の保障というのは同時に追求していかないといけないと思います。貧困の連鎖を食い止める役割は学校教育には切実に求められていると思います。他方で、先生方もいろいろな対応があつて忙しい、余裕がないところもあると思うのですが、例えば、学校の意義としては、修学旅行とか家庭の環境に関係なく、みんなで体験できる場と

というのは本当に貴重だと思いますし、皆と協力して体験できるとかも、そういったのも学校にしかできないことだと思いますので、そういう中で非認知能力が育つような機会も同時に充実していただければなと思いました。

以上です。

村杉委員

4月から受講者募集とありますが、これはどのような形で募集されていくのでしょうか。教えてください。

子ども政策担当課長

こちらの受講者募集につきましては、対象者に対して郵送で個別にお知らせするというような方法で募集を行うものでございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。先ほど岡本委員のお話にもあったとおり、私自身も学習のつまづきを解消して行って、学力をつけていくことが貧困の解消とか、連鎖とすごく結びついていると思うので、こういった事業は非常に重要だと感じる一方で、こういった制度を利用している、貧困にあるということを知られたくないとか、隠したいと言ったらあれですけども、あまり公にしたくないという保護者のニーズもあるのかなと私自身は感じているので、そのバランスをとりながらも、そういった保護者をここにつないでいく。この新事業の意義も理解していただいた上でつないでいくということ。プラス学校現場は既に普段の授業以外にも、こういった補充の教室とかを充実させて準備してくださっているということも理解していますので、そういった保護者の個人情報に配慮しつつ必要な連携をして、根底にある趣旨を理解していけるような取組を区としてもできるといいなと感じました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

それでは、最後に事務局から次回の開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますけれども、4月7日午前10時から区役所5階、教育委員会室で行う予定でございます。

来週 3 月 31 日は退職辞令の伝達式等がございますので休会となります。

以上でございます。

入野教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 11 回定例会を閉じます。ありがとうございます。

午前 10 時 57 分閉会